

## 建設時評

新しい業務報酬基準  
と建築積算

財団法人 建築コスト管理システム研究所

主席研究員 岩松 準

昨年11月28日の建築士法の抜本改正と呼応する形で、本年1月7日に国土交通省告示第15号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」が定められた。これは従来、昭和54年建設省告示第1206号（イチニイマルロク）として関係者のあいだではよく知られる同名の告示がほぼ30年ぶりに見直されたものである。

もともとは日本建築家協会が使っていた設計の報酬規程（料率表）をめぐる談合疑惑について、昭和50年3月参議院で社会党議員の追及があり、同年12月に公正取引委員会がその排除を勧告、それに対して翌年1月、家協会は応諾せず審判に持ち込んだが、昭和54年9月の審決（事実上の敗訴）に至る途上の同年5月通常総会で、自ら報酬規程の廃止を決めた。このとき代わりに建築士法第25条に基づきできたのが告示第1206号だった。

\* \* \*

この基準は建築家の報酬の目安を提供するものだが、それほど厳密に守られるような性質のものではないし、またそれは実際にはそれほど普及していないという日本建築学会の調査もある。逆にこうした報酬基準によらず、公共工事では設計入札がいまだに多いこと、

そのため過当競争によるダンピングで、設計料が赤字となるプロジェクトが多い実態なども指摘されている。考えてみれば、これらは建築士法改正の原因となった姉齒事件の背景のひとつでもあった。

今回の見直しの主な内容は、設計報酬計算の基となる別表の建築物用途区分を4から15に細分化したことや、その標準業務量を工事費ベースから床面積ベースとし、単位は「人・日」から「人・時」に改めたこと、「設計」と「工事監理等」の中を総合、建築、設備に3区分したこと、そして、従来の住宅局長通達で別途定めていたため認知が不十分だった「追加的な業務内容」を新告示の中に「標準外の業務」と明示したことである。

最後の点は積算という目でみると重要で、旧告示では「概算」というだけであいまいだった積算業務に関して、「工事費概算書の作成」は標準業務に、工事費内訳明細書や数量調書の作成などの「詳細工事費の算定」は標準外業務に区別した。だが、それ以上のものではなかった。「成果図書」のひとつとして積算職能が担う数量書（BQ）を明確に位置づけできなかったことは残念だった。そのことを100年前の論争から想起してみたい。

\* \* \*

そもそも建築家の報酬規定は独立した建築事務所が個別に決めていた例はあったが、公的なものは皆無だった。そこで「建築技師報酬規定」が1909（明治42）年1月29日の建築学会総会で決められ、それが日本建築家協会の前身である全国建築士会の設立（1914（大正3）年）後の1918（大正7）年頃まで使われたという経緯がある。1909年から数えて今回の新しい告示は奇しくも100年目にあたる。この当時の建築学会は建築家の職能を代表する組織という面もあったのである（付言すれば、東京帝国大学教授で構造学者の佐野利器は建築学会がこうした報酬規定を定めることには反対の立場だったようだ）。

この規定では「建築技師」の報酬内訳を「略設計」「本設計」「予算」「監督」に分け、

建物の4類型別の料率を定めている。たとえば第1類(住宅, 商店ほか)の工費10万円規模の工事では, 料率(歩合)を工費の4.96%とし, 上記の内訳はそれぞれ0.50%, 2.08%, 0.30%, 2.08%である(数量明細書と予算書の作成を意味する「予算」は0.30%の位置づけだった)。

おもしろいのは追加的な条文であり, 設計変更が3回以上になる場合(第6条)や, 特別な調査を要する場合(第10条), 業務上必要な出張での旅費と日当(第11条)などは別途とある。学会が決めた報酬基準とはいえ, 当時の建築家の地位の高さがうかがえる。また, 設計依頼者に提出する「図面及書類」について, 「設計図3部以内, 仕様書3部以内, 数量明細書3部以内, 予算書1部以内」(第12条)とも定めていた。

\* \* \*

この報酬規定に絡み, いわゆる「数量公開論争」が学会誌(建築雑誌)上で展開された。工部大学校(東京帝国大学)卒の建築家・葛西萬司が1909年4月号で「予算数量書は之を請負者に示さざるべからず」と問題提起——つまり第12条で定める数量明細書や予算書を, 請負者(建設会社)には示すべきだという主張を掲載した。

この経緯は葛西によれば, 副会長の曾禰達蔵博士が総会時に述べたところでは, 当初の役員会の議論で, 請負者に示すべきものとして数量書をあげていたが, 数量書をいつも請負者に示すべきとするのは適当ではないという意見があってその条項を修正し, その点が曖昧なまま, 第12条のような表現で議決されたようである。葛西の主張は予算数量書(いわば, 金抜き数量書)こそが, 図面や仕様書だけでは伝えきれない情報を請負者に提供するものであり, 設計内容を補う数量書は請負者にこそ示すべきというものだった。しかし総会では居並ぶ「建築界の大家」が予算数量書の価値を認めず, 請負者に示しても示さなくてもよいとしたことが, どうしても葛西には気に入らなかつたのであろう。

これに対して, 同期卒の葛西に名指しされた横河民輔は6月号で, もし数量書を請負者に示せば, それに不足や過剰があれば「紛議の種」になると書いた。請負者には図面と仕様書だけを示せばよく, もともと数量は見積者毎に異なる性質のもので不正確であり, また数量書を請負者に示すと必ず不足を訴えられて煩わしい, と否定的な姿勢であった。

陣笠生(7月号)や徳政生(9月号)という葛西に与する匿名投稿も含め, 10月号の葛西の「横河君の反問に答ふ」まで, 数回の論争が誌上で展開された。一方的で華々しい葛西側の主張に対して, 学会役員や横河からの反論はなく, この論争は言いつばなしで終わった。報酬規定の条文も見直されることなく, 数量書を請負者に積極的に示すことは近年までの公共発注では一切なかつた。

\* \* \*

規制緩和の政治潮流の中で90年代から始まった公共建築工事での参考数量としての数量公開(数量を公開する発注側は一切の責任を負わない形での公開)は, ある意味で100年前の葛西の主張に沿ったものといえるのかもかもしれない。だが, 新告示でも依然として詳細な数量書が不可欠の成果図書の位置づけになかつたのは, 繰り返すが残念である。

なお, 建築業協会の継続的な調査では, 平成19年度の1億円以上の公共建築工事での数量公開の件数率は, 首都圏が76%, 関西圏が50%で, 徐々に向上しているようである。ゼネコン側からの主張は「責任数量による設計変更対象化」であるが, そのレベルでの数量公開はいまだに難しい状況が続いている。

#### <参考文献>

1. 日本建築学会住まいづくり支援建築会議調査研究部会「設計事務所実態調査報告書」2007.10 (<http://news-sw.aij.or.jp/shien/s2>)
2. 佐野利器「建築学会の性質を論じて建築技師報酬規定第1條の削除を望む」建築雑誌第271号, 1909.7, pp.330-331
3. 国土交通省「業務報酬基準・工事監理小委員会報告書」2007.12
4. (社)建築業協会積算部会「平成19年度公共建築工事数量公開状況調査概況報告」建築コスト研究 64, 2009.1, pp.54-55.
5. 岩松準「設計とコスト(6)100年前の数量公開論争」建築コスト研究 49, 2005.1, pp.4-7